

大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪狭山市内において自主的に街頭防犯カメラを設置する自治会等に対し、予算の範囲内において大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域の防犯活動を支援し、もって市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 市内の一定の地域において、地域住民の互いの協力により当該地域における課題を解決することを目的として、おおむね30以上の世帯により自主的に組織された団体又はその連合体若しくは建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する管理組合をいう。
- (2) 街頭防犯カメラ 前条の目的を達成するために継続的に設置する撮影装置で、撮影した映像を記録する装置及び記録した映像を表示する装置を備えたものをいう。

(補助要件)

第3条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 街頭防犯カメラの設置、管理又は運用に関し、市長が別に定める「大阪狭山市街頭防犯カメラ設置基準」に適合する基準を定めていること。
- (2) 街頭防犯カメラの設置に関し、国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体の補助金等又は本市の他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと。
- (3) この要綱に基づく補助金の交付を受けている場合にあっては、当該補助金の交付を受けた年度の末日から起算して5年を経過していること。ただし、当該事業の維持管理に係る補助金を除く。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助の

種別ごとに別表に掲げるとおりとする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 地代及び占用料
 - (2) 予備の物品の購入費
 - (3) 物品の借上料
- (補助金の種別等)

第5条 補助の種別並びに補助の種別ごとの補助の対象者、補助率、補助限度額及び補助の制限は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者（以下「申請者」という。）は、大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付が適当でないと認めたときは大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者にその旨通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第8条 前条の規定による補助金を交付する旨の決定の通知を受けた申請者は、補助事業の内容等を変更しようとする場合は、大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金実績報告書（様式第6号）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければな

らない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査するとともに、当該事業の完了状況を検査し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた申請者は、大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた場合には、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(関係書類)

第14条 申請者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しなければならない。

(維持管理)

第15条 申請者は、設置した街頭防犯カメラについて、継続して適切に維持管理しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

補助の種別	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助の制限
街頭防犯カメラの設置	街頭防犯カメラの設置に要する経費	2分の1	1台につき 200,000円	同一年度内における補助対象者に対する補助は、1回とする。
街頭防犯カメラの維持管理	街頭防犯カメラの維持管理に要する次に掲げる経費 (1) 保守点検 (2) 修繕 (3) 電気料金 (4) その他市長が特に必要があると認めるもの	同上	1台につき 50,000円	同上

大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）大阪狭山市長

所在地

名称

代表者氏名

印

電話番号

年度において、大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金を下記のとおり受けたいので、大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 街頭防犯カメラの設置

ア 街頭防犯カメラ設置事業計画書

イ 団体の規約・会則等

ウ 団体の役員名簿又は会員・委員名簿

エ 街頭防犯カメラ設置が自治会等の総意であることを証する書類等

オ 街頭防犯カメラ設置基準（案）

カ 街頭防犯カメラ配置予定図

キ 街頭防犯カメラ設置費見積書

ク 街頭防犯カメラの仕様書

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 街頭防犯カメラの維持管理

ア 街頭防犯カメラ配置図

イ 契約書の写し（保守点検を行う場合）

ウ 見積書（修繕を行う場合）

エ その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

大狭 第 号
年 月 日

様

大阪狭山市長

印

大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金については、大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付年度 年度

2 補助金交付決定額 金 円

様式第3号（第7条関係）

大狭 第 号
年 月 日

様

大阪狭山市長

印

大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金については、大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

（理 由）

様式第4号（第8条関係）

大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金変更交付申請書

年 月 日

（あて先）大阪狭山市長

所在地

名称

代表者氏名

印

電話番号

年 月 日付け大狭 第 号で交付決定を受けた大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金について、事業計画を変更したいので、大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更事由

2 変更内容

3 添付書類

(1) 街頭防犯カメラの設置

ア 変更後の事業計画書

イ 変更後の配置予定図

ウ 変更後の見積書

エ 変更後の仕様書

(2) 街頭防犯カメラの維持管理

ア 変更後の契約書の写し（保守点検を行う場合）

イ 変更後の見積書（修繕を行う場合）

大狭 第 号
年 月 日

様

大阪狭山市長



大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のありました大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金については、大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付年度 年度

2 補助金変更交付決定額 金 円

様式第6号（第10条関係）

大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）大阪狭山市長

所在地

名称

代表者氏名

印

電話番号

大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金実績額 金 円

2 添付書類

(1) 街頭防犯カメラの設置

- ア 補助金実績額内訳書
- イ 街頭防犯カメラ配置図及び現場写真
- ウ 領収書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 街頭防犯カメラの維持管理

- ア 補助金実績額内訳書
- イ 領収書の写し
- ウ その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

大狭 第 号
年 月 日

様

大阪狭山市長

印

大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金について、大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

1 補助金交付年度 年度

2 補助金交付確定額 金 円

様式第8号（第12条関係）

大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）大阪狭山市長

所在地

名称

代表者氏名

印

電話番号

年 月 日付け大狭 第 号で補助金の確定通知を受けた大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金について、大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額	金									円
------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

振込希望金融機関	銀行 農協	支店 支所
預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		